

日税メールステーション
今月の経理情報

今回のテーマ： 税務上の株式にかかる各種規定の判定基準

税務上、株式に関する規定等を適用するときに用いる比率には、(1)株式保有比率、(2)議決権保有比率、(3)両者を併用する等、のケースがあります。

税務上の株式にかかる各種規定の判定基準

	(1) 株式保有比率で判定 1	(2) 議決権保有比率で判定
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ・同族会社の判定（(1)または(2)が50%超） 2 留保金課税、使用人兼務役員 ・外国子会社配当等の益金不算入（(1)または(2)が25%以上） ・外国子会社合算税制 外国関係会社（一定の場合には(1)または(2)が50%超） 特定外国子会社等（一定の場合には(1)または(2)が10%以上） 	/
	<ul style="list-style-type: none"> ・支配関係および完全支配関係の判定 グループ法人税制、連結納税制度、組織再編税制 ・受取配当金の益金不算入 ・過少資本税制 3 ・移転価格税制 3 	
所得税	配当課税上の「大口株主等」の判定 4	/
相続税	/	<ul style="list-style-type: none"> ・同族株主の判定 2 ・事業承継税制内の各種判定

- 1 発行済株式総数からは、自己株式は除かれます。
- 2 議決権からは、会社法で規定する議決権を有しないこととされる株式に係る議決権は除かれます。ただし、一部の事項についての議決権制限株式に係る議決権は含まれます。
- 3 実質的支配関係の有無によっても判定します。
- 4 大口株主等の判定上の発行済株式総数には、自己株式が含まれます。

(参考) 会社法上の議決権の取扱い

原則	1 株式につき1議決権（株主平等の原則）	
例外	<ul style="list-style-type: none"> ・単元株式数を定款で定めている場合 ・相互保有株式 5 ・自己株式 ・無議決権株式 ・議決権制限株式 ・特別利害関係のある株主が有する株式 	<ul style="list-style-type: none"> 1 単元につき1議決権 議決権を有しない 議決権を有しない 議決権を有しない 制限された事項につき議決権を有しない 権利利害関係のある決議につき議決権を行使できない

- 5 会社が25%以上の議決権を保有されている場合の、当該25%以上保有会社の株式

お見逃しなく!

税務上、名義株式がある場合には、実質的な所有者を株主として判定します。